

仕 様 書

市街地開発課

業 務 名	令和7年度 入江町周辺地区土地区画整理事業調査業務
-------	---------------------------

下 関 市

仕 様 書

市街地開発課

	部次長(課長)	課長補佐	課長補佐	主査(係長)	主査(係長)	検 算	設 計 者

施 工 年 度	令和 7 年度	実 施 場 所	下関市入江町 ほか
---------	---------	---------	-----------

業 務 名	令和 7 年度 入江町周辺地区土地区画整理事業調査業務
-------	-----------------------------

業 務 概 要	調査業務 一式

予 定 期 間	着手後 日間 (令和 年 月 日から令和 8 年 3 月 13 日まで)
---------	--------------------------------------

設 計 金 額 (元設計金額)	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
変 更 設 計 額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
精 算 見 込 額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

* 業務委託費 * 内訳表

費目・工種・施工名称など	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
業務委託費										
1- 調査業務										
計画準備	1			式						第1号内訳書
地元説明会開催支援	1			式						第2号内訳書
パース作成	1			式						第3号内訳書
仮同意書作成及び取得援助	1			式						第4号内訳書
打合せ協議	1			式						第5号内訳書
直接人件費										
印刷費及び発送費	1			式						

* 業務委託費 * 内訳表

費目・工種・施工名称など	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
業務費計										

特記仕様書

1. 総則

1) 業務の目的

入江町周辺地区（以下、「本地区」という。）においては、令和4年度に土地区画整理事業が有効と考えられる区域について具体的な整備計画を検討し、基本計画の作成及び権利調査を実施した。

本業務では、入江町周辺地区土地区画整理事業予定地区について、令和6年度に実施した入江町周辺地区土地区画整理事業調査業務の成果に基づき、地権者意向の取りまとめや地権者説明会の開催支援を行うことを目的とする。

2) 一般事項

(1) この仕様書に定めのない事項については、契約図書及び山口県業務委託共通仕様書、監督員の指示に従うものとする。

(2) 受注者は次の事項に留意の上、業務を行うこと。

(ア) 関係法規、規則等諸法令を順守すること。

(イ) 業務実施に伴い、知り得た情報について他に漏らさないこと。

(ウ) 定められた期間内に業務を完了するよう、作業の円滑化に努めること。

(エ) 業務の実施にあたり、契約図書及び発注者の指示に従い、業務の意図、目的を十分に理解した上で、業務に努めること。

(3) この仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合については、発注者と協議の上、その指示を受けなければならない。

(4) 管理技術者

(ア) 受注者は管理技術者を定め、発注者に届けるものとする。

(イ) 管理技術者は、土地区画整理事業の実績を有するものとし、技術士（都市及び地方計画）又はR C C M（都市及び地方計画）のいずれかの資格を保有し、かつ土地区画整理士の資格を保有するものとする。なお、照査技術者との兼任はできないものとする。

(5) 照査技術者

(ア) 受注者は照査技術者を定め、発注者に届けるものとする。

(イ) 照査技術者は成果品の内容の技術上の照査を行うものとする。

(ウ) 照査技術者は、技術士（都市及び地方計画）又はR C C M（都市及び地方計画）のいずれかの資格を保有し、かつ土地区画整理士の資格を保有するものとする。なお、管理技術者との兼任はできないものとする。

3) 履行

- (1) 受注者は契約後、業務計画書や工程表等の必要書類を遅延なく提出すること。
- (2) 打合せ協議はその内容について、その都度受注者が記録簿を作成し、相互に確認を行うこと。
- (3) 業務が完了したときは、速やかに発注者に完成通知書を提出し、完了検査を受けること。
- (4) 業務の受注者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足、その他必要な措置を取らなければならない。
- (5) 受注者は請負金額 100 万円以上の業務において、契約時又は完成時について、受注時は契約後 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から 10 日以内に、完了時は完成後 10 日以内にテクリスに基づき「通知書」を作成し、監督員の確認を受けた後に、(財)日本建設情報総合センター登録するとともに、(財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」の写しを監督員に提出すること。
- (6) 貸与及び公表
許可なく本業務に関しての成果及び資料を公表してはならない。貸与された関係資料は、業務終了後速やかに返却すること。
- (7) 本業務に関し、第三者に損害等を与えた場合は、受注者の責任においてこれを賠償すること。

2. 業務内容

業務の内容は以下のとおりとする。なお、業務内容は「土地区画整理事業調査設計費積算資料（改訂版）」（公益財団法人街づくり区画整理協会）に記載されている作業項目を基本とする。

1) 計画準備

業務の目的を把握した上で業務内容を確認し、業務概要、実施方針、業務工程、業務体制等について記載した業務計画書を作成する。

2) 説明会開催支援

受注者は、本地区内の地権者（約 250 名）を対象に開催する説明会等における開催支援を行うものとする。

説明会の開催は 1 回行うものとする。開催支援内容は次のとおりとする。

- (1) 説明会資料作成
- (2) 開催資料発送準備
- (3) 説明会運営補助

(4) 議事録作成

3) 意向調査の支援等

本地区において、市の進めるまちづくりに対する地権者の意向を確認するため、意向調査の支援を行うものとする。意向調査の支援の内容は、次のとおりとする。なお、必要に応じて、仮同意書未提出者に対し催促状を発送すること。

(1) 意向調査資料整理及び取得結果集計

(2) 所得箇所図作成

※本特記仕様書における「意向調査」は、仕様書の「仮同意」と同義である。

4) パース作成

1 本地区の将来構想に基づきパースを作成するものとする。パースは1カット(A3サイズ)作成するものとする。

5) 打合せ協議

業務着手後、中間(1回)、成果品納入時の合計3回実施する。

6) その他

これまでに蓄積したデータを十分に活用し、本業務を円滑かつ的確に実施するものとする。

3. 成果品

以下の成果品を納めるものとする。

- ・業務報告書(A4版) 2部
- ・上記報告書の電子データファイル 1部

4. 品質保証

受注者は、本業務において扱う情報の漏洩や紛失、改ざんの防止のため、関連法令の規定を遵守するほか、適切な個人情報管理体制やセキュリティ体制を担保しなければならない。受注者は企業として以下のいずれかの資格を有していることとし、業務着手時にその資格が証明できる資料を発注者に提出し、承認を得ることとする。

- 1) JIS Q 15001:個人情報保護マネジメントシステム(PMS「プライバシーマーク」)
- 2) ISO 27001:情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)

5. 労働環境改善の取組

- 1) 業務の実施にあたっては、「調査・設計等業務におけるウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。
- 2) 今後の労働環境改善のため、後日アンケートを実施する場合には、受注者は調査表等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する等、必要な協力を行うこと。

6. その他

別紙「特記仕様書（環境編簡易）」、「個人情報取扱事項」及び「下関市暴力団排除条例に係る特記事項」に記載されている事項を順守すること。

以上

特記仕様書（環境編簡易）

甲は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、甲の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取り組みには乙の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、乙は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

1 環境関連法令について

乙は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

2 事故発生時の対応

乙は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

3 苦情発生時の対応

乙は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

4 配慮事項

乙は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- (1) 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減するようできる限りエコドライブを励行すること。
- (2) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。
- (3) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- (4) 環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- (5) 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
- (6) リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
- (7) 公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
- (8) 業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 甲と乙は、下関市暴力団排除条例第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約の規定による。

(関係機関への照会等)

第3条 甲は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、乙に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、乙が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

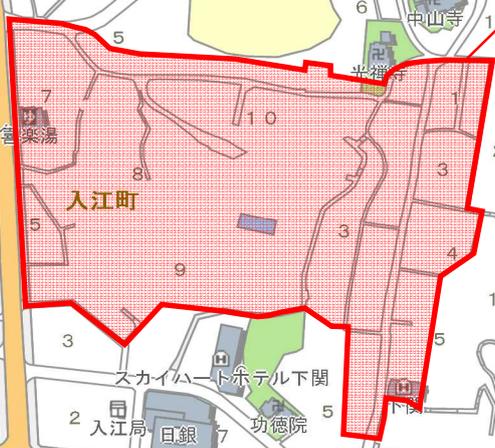
2 乙は、前項の規定により、甲が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

(契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置)

第4条 乙は、自ら又はこの契約の下請若しくは受託をさせた者(この条において「下請事業者等」という。)が、暴力団又は暴力団員から、この契約の適正な履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

2 甲、乙及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、この契約の履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。

位置図



業務箇所

